

沖縄県認可外保育施設指導監督 要綱の一部改正について

沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課認可・指導班

1

要綱一部改正の主な内容

- I. 1日に保育する乳幼児の数等に応じた基準に整理
- II. 安全計画の策定、児童の所在確認等を規定
- III. その他、所要の改正

2

I . 1 日に保育する乳幼児の数等に応じた基準に整理

I . 1 日に保育する乳幼児の数等に応じた基準の整理

指導監督基準 第1 保育に従事する者の数及び資格

基準	1日に保育する乳幼児の数が 6人以上の施設	1日に保育する乳幼児の数が 5人以下の施設	居宅訪問型保育施設
保育従事者の数	<p>主たる開所時間については、次に掲げる数以上であること。</p> <p>(ア) 乳児おおむね3人につき1人以上</p> <p>(イ) 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上</p> <p>(ウ) 満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上</p> <p>(エ) 満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上</p> <p>※ 2人を下回ってはならない。</p> <p>※ 主たる開所時間を超える時間帯については、保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上</p>	<p>常時2人以上とすること。ただし、保育に従事する者が有資格者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置とすることができる。</p>	<p>保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。</p> <p>※ 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。</p>
有資格者の数	<p>保育に従事する者のおおむね3分の1以上は有資格者であること。</p> <p>※ 保育に従事する者が2人の施設は1人以上</p> <p>※ 有資格者：保育士又は看護師（准看護師含む）</p>	<p>保育に従事する者のうち1人は有資格者または研修修了者であること。</p> <p>※ 保育士、看護師または家庭的保育研修修了者（「職員の資質向上、人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第19号）別添4の別表1の1及び2のカリキュラムに基づく研修を修了した者をいう。）</p>	<p>保育に従事する者は有資格者または研修修了者であること。</p> <p>※ 保育士、看護師または都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修等（●）を修了した者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修（20時間程度の講義と1日以上の演習） ◆ 子育て支援員研修（地域保育コース） ◆ その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修等

1.1日に保育する乳幼児の数等に応じた基準の整理

指導監督基準 第2 保育室等の構造設備及び面積

基準	1日に保育する乳幼児の数が 6人以上の施設	1日に保育する乳幼児の数が 5人以下の施設	居宅訪問型保育施設
設備等	保育室のほか、調理室及び便所があること。	(同左)	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。
保育室の面積	乳幼児1人当たり1.65㎡以上	乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ(9.9㎡以上)	
乳児室の区画	乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。 ※ やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画		
保育室の採光・換気等	採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせてはならないこと。	(同左)	
便所	手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。 便器の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。	手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。	

5

1.1日に保育する乳幼児の数等に応じた基準の整理

指導監督基準 第3 非常災害に対する措置

基準	1日に保育する乳幼児の数が 6人以上の施設	1日に保育する乳幼児の数が 5人以下の施設	居宅訪問型保育施設
設備・非常口	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。	(同左)	居宅等に訪問の際に直ちに非常口及び避難経路を確認し、非常災害時に速やかに避難できるようにすること。また、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置をとること。
非常災害に対する計画及び訓練	非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 ※ 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回	(同左)	

6

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

7

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

指導監督基準 第7 健康管理及び安全確保

(8) 安全確保

- ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理を図ること。
- オ 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- キ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ク 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ケ 事故発生時には速やかに当該事実を知事に報告すること。

8

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

- ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

「安全計画」の策定にあたって、以下を参考（令和4年12月16日 厚労省事務連絡）

- 「安全計画」の具体的なイメージ → 別添資料4「保育安全計画例」
安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む認可外保育施設での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。
- 「いつ、何をすべきか」 → 別添資料5「認可外保育施設が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」
別添資料5を参考に、必要な取組を安全計画に盛り込む

以上の一連の対応を実施することをもって認可外保育施設における安全計画の策定を行ったこととする。

9

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

国の「保育安全計画」の様式に、文科省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」学校安全計画に係る幼稚園の記載箇所等を参考に、例として作成したものです。貴施設での安全計画としては、①施設・設備・園外環境の安全点検、②児童への安全確保のための指導、③保護者への安全確保のための説明・共有、④職員への各種研修、⑤訓練（火災、水害、地震、不審者対策）、⑥その他特別な取組（地域との連携）、といった施設での取組を、年間スケジュールとして記してあれば任意の様式でかまいません。園として活用しやすいよう、項目や記載内容を工夫して下さい。

(別添資料4)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月
重点点検箇所	【施設・設備】 ・ 扉等の施錠状況の点検 ・ 保育室内家具等の転倒防止や落下防止 ・ 遊具等の安全点検（さびやぐらつきはないか。衛生面で問題はないか） ・ 熱中症予防のための冷房器具や換気器具の点検 ・ 防犯カメラや消防設備の安全点検			
月				
重点点検箇所	【園外環境】 ・ お散歩コース（散歩の経路、目的地における危険箇所の確認・点検） ・ 遠足等の目的地及び移動経路の安全確認 ・ プール・水遊び等に係る確認・点検 ・ 緊急避難先及び避難経路の確認・点検			

- ・ 門、囲障、避難口など1年に1回必ず点検すべき事項を記入するとともに、季節や、園内・園外活動の年間スケジュールに合わせて、必要な取組を、適切な時期に記入すること。（例：遠足前の経路確認、夏場をむかえる前の冷房等器具の点検など）
- ・ 点検する際は、文書として記録した上で、改善すべき点を改善すること。
- ・ 点検先は施設内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所を含む。

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月	
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日		
災害時マニュアル	年 月 日		
119番対応時マニュアル	年 月 日		
救急対応時マニュアル	年 月 日		
不審者対応時マニュアル	年 月 日		

- ・ 職員会議などでマニュアルを読みながら、ヒヤリハットの事例があればマニュアルを見直したり、改めてその内容を職員で共有する機会を、少なくとも1年に1回など定期的に設けることが望ましい。

- ・ 通常保育時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること。
- ・ リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎）での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。
- ・ 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事（119番通報））を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。
- ・ これらをマニュアルにより可視化して常勤保育士だけでなく非常勤職員、保育補助者も含め、認可外保育施設の全職員に共有すること。

- ・ 重大事故防止マニュアルや、災害時マニュアルなどの各々の内容を包括したマニュアルの策定も可。様式例は、個別に作成した場合のもの。一つにまとめて作成した場合でも、午睡、食事対応など、特にリスクの高い場面の項目の漏れがないようマニュアルを作成すること。

10

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（認可外保育施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
乳児・1歳以上3歳未満児	<ul style="list-style-type: none"> 自分や友達、けがをした場合や具合が悪いときは、すぐ近くの大人に言う。 園舎・園庭で安心して生活するために必要な約束を知る。 自然（動植物）に興味を持ち、命の尊さや安全な遊び方に気づく。 道路の歩き方などを学ぶ。 火災による煙の怖さなどを知り、保育従事者の指示に従って行動できる。 			<ul style="list-style-type: none"> 乳児・1歳以上3歳未満児についても、施設での日常における自らの安全確保や避難訓練への参加などが、職員員の援助で行えるよう、ねらいや関連の取り組みを記入すること。 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が認可外保育施設の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること。 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。
3歳以上児	<ul style="list-style-type: none"> 安全に遊ぶために、遊び場や遊具等の使い方を学ぶ。 交通安全の約束事を学ぶ。（親子で手をつなぐなど） 標識や信号機の意味を学ぶ。 交通安全のため自分で判断して動ける。（道路の危険な場所を避けるなど） 水遊びのきまりを守る。（準備体操など） 熱中症予防のため、こまめに水分補給ができる。 遠足など集団行動でのルールを守る。（一人で行動しないなど） 不審者と遭遇した際の行動の仕方を学ぶ。 火災などの災害時に保育従事者の指示を受けて避難行動がとれる。 			

・ 日常的なことは園だよりで、重要なことは子どもの登降園の際に保護者に伝える、保護者に書面で配布する、施設に掲示するなど、積極的に施設での取組を保護者へ説明・共有すること。

(2) 保護者への説明・共有

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
	<ul style="list-style-type: none"> 園生活を安全に過ごすためのルールなどを、園だよりを活用して周知する（登降園・園児引き渡しの際の留意点、アプリによる連絡の仕方、出欠の連絡、けがや病気に関する連絡方法、災害時の対応 等） 定期健康診断の結果をお知らせし、併せて健康で安全な生活についての意識啓発を行う。 園だよりで、生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼する。併せて、災害時や不審者対応の方法等をお知らせする。 園だよりで、保護者自身が安全に係るルール・マナーを守ることや、通園時に子どもが交通安全のルール・マナーを学ぶことなど、子どもが家庭で安全を学ぶ機会を設けるよう依頼する。 			

11

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練（火災・地震・水害・不審者） 送迎バスにおける安全管理研修・訓練 救急対応研修・訓練（SIDS防止研修及び心肺蘇生法を含む） 救急対応研修・訓練（誤えん防止研修及び心肺蘇生法を含む） 等 					
その他 ※2						
月	<ul style="list-style-type: none"> 火災（避難及び消化）訓練を毎月実施するとともに、年1回以上、地震・水害・不審者対応に関する訓練を行うこと。また、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。 					
避難訓練等 ※1	<ul style="list-style-type: none"> 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、認可外保育施設内でも訓練を行うこと。 					
その他 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 送迎バスを有する施設は、新たに採用した職員も点呼や出欠確認が確実にできるよう、研修や訓練を年度初や採用間もない時期に行うこと。 					

※1 「避難訓練等」・・・認可外保育施設指導監督基準第3の1（2）の規定に基づき定期的に実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
救急対応研修・訓練（SIDS防止等）	園長、0歳児担任、フリー保育士等職員
救急対応研修・訓練（誤えん防止等）	園長、1～5歳児クラス担任、フリー保育士等職員
送迎バス安全管理研修・訓練	園長、3歳・4歳・5歳児クラス担任等同乗員となる職員、運転手

12

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月
<ul style="list-style-type: none"> 遊具の安全点検の仕方に関する研修（園内） 心肺蘇生法（AEDを含む）の研修（園内、市町村） 不審者への対応に関する実技研修（園内） エビベン使用に係る研修（園内） 	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設保育サービス向上事業研修会 保育スキル向上研修会 園内事故等発生状況と安全措置に関する研修（園内） 	

・「(1)訓練のテーマ・取組」の「その他」で記入した研修との重複も可

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

- 認可外保育施設保育サービス向上事業研修会（県子ども生活福祉部、5月）
- 沖縄県幼児教育合同研修会（県教育委員会、8月）
- 保育スキル向上研修会（県教育委員会、9月）

・救急救命や、防火管理講習など、特に参加が必要な研修・講習会を記入すること。

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ヒヤリハット事例 園内研修
- 子どもの人数 点呼確認の実地訓練（園児見落とし防止）

・施設内で過去に起きた事故や、事故にならなかったが改善すべきヒヤリハット事例などについて、施設内での研修や会議など職員間の情報共有につながる関連の取り組みを記入すること。

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- 交通安全運動（春・秋）
- 地域が行っている防犯パトロール（夏期等）への参加・情報交換
- 災害時の避難場所や経路について、自治会等と情報交換

・施設が所在する地域のこと（避難場所・経路等）や、地域内の安全確保に関する活動を把握し、地域と連携して実際に取り組める活動を記入すること。

13

事故報告について



[ホーム](#) > [教育・文化・交流](#) > [子育て](#) > [事業概要・制度概要](#) > [認可外保育施設について](#)

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)…認可外保育施設の届出制度に関する概要
- [よい保育園の選び方](#)…よい保育園の選び方10ヶ条(厚生労働省作成)
- [認可外保育施設指導監督基準](#)…厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等

【事業内容変更届様式】

- [WORD 様式2:認可外保育施設事業内容変更届\(ワード:23KB\)](#)

【休止・廃止届様式】

- [WORD 認可外保育施設【休止・廃止】届出書\(ワード:23KB\)](#)

*その他、届出様式等については、[PDF はこちら\(ZIP:905KB\)](#)をご確認ください。

安全計画、その他の様式
保存場所

14

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

(別添資料5)

認可外保育施設が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め <small>※取組が不十分の場合は 速やかに</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体が実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・中途採用者等のための研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 <small>※職員の採用時又は園児 の入園時</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 <small>※ヒヤリ・ハット事案 含む</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

15

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

<参考例8-1>

施設内設備のチェックリスト

上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）P12～13

○施設内設備（環境上の点検事項）

所長	リスクマネージャー	担当

きちんと閉まる。		
ストッパーがついている。		
鍵がきちんとかかる。		
子どもが一人で開けられないようになっている。		
外部から不審者が入れないように工夫してある。		
きちんと閉まる。		
障害物がない。		
指詰め防止の器具がついている。		
鍵がきちんとかかる。		
延長保育時の保護者の出入りの工夫をするなど、不審者対策を行っている。		
保育室・職員室が整理整頓されている。		
ロッカー・棚及び上においてあるものが固定されている・角が危なくない。		
くぎが出ていたり、壁・床等破損しているところがない。		
画鋲でとめてある所にセロハンテープがついている。		
子どもが触れる位置にある電気プラグは防止策をしている。		
プールサイド		
柵・床が破損したり滑ったりしない。		
水をためたり、排水がスムーズに流れる。		
プール内外がきちんと清掃されている。		
プール内外に危険なもの不要なものが置かれていない。		
破損部分がない。		
すべり止めがついている。		
手すりがきちんとついている。		
妨げになるものが置いていない。		
死角になるところがない。		
2階の柵がきちんと設置されている。		
危険なものが落ちていない（煙草の吸殻・犬猫のふん他）。		
木の剪定がされている。		
砂場が清潔に保たれている。		
柵・外壁・固定遊具などの破損がない。		
死角になるところがない。		
雨上がりの始末はきちんとされている。		

<参考例8-2>

遊具のチェックリスト

上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）P14～15

○固定遊具（環境上の点検事項）

所長	リスクマネージャー	担当

すべり台	さびや金属劣化で手すり等がグラグラしていない。		
鉄棒	さびや金属劣化等で本体部分にぐらつきがない。		
	基礎部分にぐらつきがない。		
のぼり棒	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。		
	上り棒が本体部分からはずれやすくなっていない。		
	下が固い場合、クッションになる物を設置している。		
ジャングルジム	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。		
うんてい	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。		
砂場	犬や猫の糞対策等衛生面の具体的配慮がある。		
	砂場に石・ガラス片・釘等先の尖った物などが混ざっていないようにチェックしている。		

16

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

<参考例 8-3>

年齢別のチェックリスト

「上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）」P16～25

○チェックリスト（0歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの周囲に鋭い家具、玩具、箱などがないかを必ず確認し、危険な物はすぐに片付けている。
2	ベビーベッドの柵とマットレス、敷き布団の間に隙間のないことを確認している。
3	ドアのちょうつがい、子どもの指が入らないように注意している。
4	子どもの周りに、角やふちの鋭いものはないようにしている。
5	床に損傷、凹みがないか確認している。
6	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置かない。
7	ビニール袋、紙、紐、ゴム風船は、子どもの手の届かない所にしまっておく。
8	園庭の玩具に損傷や不具合がないか確認し、危険な物は片付けている。
9	子どもが入っている時は、ベビーベッドの柵を必ず上げる。柵には物を置かない。
10	寝ている子どもの上に、物が落ちてこないよう安全を確認している。
11	敷居や段差のあるところを歩くときは、つまずかないようにする。
12	子どもが、暖房器具のそばに行かないように気をつけている。
13	沐浴やシャワー中の子どものそばから離れないようにしている。事前に温度確認をしている。
14	ミルクを飲ませた後は、ゲップをさせてから寝かせる。
15	よだれかけを外してから、子どもを寝かせている。
16	子どもを寝かせるときには仰向けに寝かせ、常にそばについて子どもの状態を観察している。
17	換気および室温などに注意し測定している。
18	子どもの足にあってはいる靴か、身体にあったサイズの衣類か、ボタン、装飾品など口に入りやすいものがあるかどうか確認している。
19	オムツの取替えなどで、子どもを寝かせたままにしてそばを離れることはない。
20	子どもを抱えているとき、自分の足元に注意している。
21	子どもを抱えているとき、あわてて階段を下りることはない。
22	いすに座っていて急に立ち上がったたり、倒れることがないように注意している。
23	つかまり立ちをしたり、つたい歩きを始め不安定なとき、そばについて注意をしている。
24	口に物をくわえて歩かないようにしている。
25	子どもは保育士を後追いをすることがあるので、保育者の近くに子どもがいないか注意している。
26	バケツや子供用プールに、水をためて放置することはない。

27	遊びの中で、転倒することがあるので、周囲の玩具などに注意している。
28	砂を口に入れたり、誤って砂が目に入ってしまうことがないように気をつける。
29	午睡時チェックを15分ごとに行っている。
30	連絡ノートで家庭での健康上の様子を知り、視診をしっかりして、健康チェックをしている。
31	感染防止のため手洗いを充分に行っている。
32	食事時誤飲のないようゆっくり対応している。
33	人数確認のチェック
34	園で使用するベビー用品は、子どもの年齢や使用目的にあったものを選び、取り扱い説明書をよく読んでいる。
35	子どもが直接触れて火傷をする様な暖房器具は使用しない。暖房器具のそばに行かないように気をつける。
36	敷き布団は、固めのものを使用している。
37	室内を清潔に保ち衛生面に気をつける。

17

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

Point 窒息リスクの除去の方法

- 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- 口の中に異物がないか確認する。
- ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

Point 人的エラーを減らす方法の例

- 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- 食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- 材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもの食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- 食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。

Point プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- 監視者は監視に専念する。
- 監視エリア全域をくまなく監視する。
- 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- 定期的に目線を動かしながら監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。

18

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

(3) 緊急時の対応体制の確認

緊急時の対応体制として、以下のような準備をしておくことが望ましい。

① 緊急時の役割分担を決め、掲示する。

○ 事故発生時に他の職員に指示を出す役割について、施設長・事業所長、副施設長・副事業所長、主任保育士など、順位を付け明確にするとともに、事故発生時の役割ごとに分担と担当する順番・順位を決め、事務室の見やすい場所に掲示する。

○ 緊急時の役割分担の主なものは、以下が考えられる。

Point 緊急時の役割分担の例

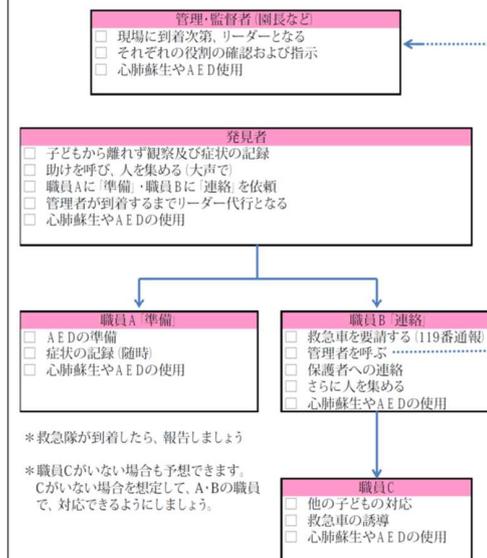
- ・心肺蘇生、応急処置を行う。
- ・救急車を呼ぶ。
- ・病院に同行する。
- ・事故直後、事故に遭った子どもの保護者、地方自治体関係部署に連絡する。
- ・事故当日、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育を行う。
- ・事故直後、交代で事故の記録を書くよう職員に指示する。
- ・施設・事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。
- ・事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもの保護者に事故の概要について説明をする。
- ・翌日以降の教育・保育の実施体制の確認を行う。

② 日常に準備しておくこと (受診医療機関のリスト、救急車の呼び方、受診時の持ち物、通報先の順番・連絡先等を示した図等) について

○ 施設・事業者は、各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（地方自治体、警察等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておく。

○ 119 番通報のポイントと伝えるべきことを施設・事業者で作成し、事務室の見やすい場所に掲示、園外活動等の際に使用するかばんに携帯、プールでの活動中に見やすい場所等に掲示する。

8. 緊急時の役割分担



* 救急隊が到着したら、報告しましょう

* 職員Cがいない場合も予想できます。Cがいない場合を想定して、A・Bの職員で、対応できるようにしましょう。

* 各々の役割分担を確認し、

年2～3回は訓練しましょう！！

事故報告について



[ホーム](#) > [教育・文化・交流](#) > [子育て](#) > [事業概要・制度概要](#) > [認可外保育施設について](#)

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- ・ [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)・・・認可外保育施設の届出制度に関する概要
- ・ [よい保育園の選び方](#)・・・よい保育園の選び方10ヶ条(厚生労働省作成)
- ・ [認可外保育施設指導監督基準](#)・・・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等

ガイドライン
保存場所

その他関連資料

- ・ [PDF](#) [教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者・地方自治体共通～【PDF:179KB】](#)
- ・ [PDF](#) [教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～【PDF:340KB】](#)

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車¹を運行するときは、**児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認**すること。

- 令和4年9月に起きた、送迎バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられた。
- 同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等を一部改正

関係府省令等の改正により、

- ① バスへの乗車・降車の際に、**点呼等の方法により園児等の所在を確認**することや、
- ② **送迎用バスへの安全装置の装備**及び当該装置を用いて、降車時の園児等の所在を確認すること

が施設に義務づけられる。

施行期日：令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり（R5.4.1～R6.3.31の間は、安全装置の装備が困難な場合は、代替措置の対応により可とする）

（代替措置の例）

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

21

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

こどものバス送迎・安全徹底マニュアル

※ 本マニュアルは、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校におけるバス送迎に当たり、こどもの安全・健全な登園・降園のための安全管理の徹底に関するマニュアルです。

みんなの点呼で
幼い生命を守る。

施設長・園長のみなさんへのお願い（本マニュアルの使い方）

本マニュアルは、園（注）の現場で送迎にかかわるすべての人を対象に作成しています。

・既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園での取組の補助資料としてご活用ください。

・「1. 毎日使えるチェックシート」は、日々の送迎時におけるこどもの見落とし防止にすぐに活用いただけるシートです。チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、ご活用ください。

・「2. 園の体制の確認」「3. 送迎業務モデル例」は、日々の園の取組について、立ち止まって確認いただきたいことについてまとめました。これらを参考に、園長自ら定期的に園での取組状況を確認するとともに、園長のリーダーシップの下、研修や職員会議等の機会に送迎業務モデル例を用いて園の取組の振り返りや認識合わせをするなど、各園の実情に応じてご活用ください。

・その他、「4. ヒヤリ・ハットの共有」「5. こどもたちへの支援」「6. 送迎用バスの装備等」は、留意いただきたい点をまとめています。園長や主任職員、担任職員、運転手等の皆様には是非ご一読いただき、日々の保育・教育等に活かしていただくようお願いいたします。

（注）「園」には、保育所及び特別支援学校も含む。以下、本マニュアルにおいて同じ。

<目次>

1. 毎日使えるチェックシート	3
2. 園の体制の確認	4
3. 送迎業務モデル例	5
4. ヒヤリ・ハットの共有	7
5. こどもたちへの支援	7
6. 送迎用バスの装備等	8

令和4年10月12日

内閣官房
内閣府
文部科学省
厚生労働省

* 毎日使えるチェックシート（印刷用）は最終ページです。

22

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

指導監督基準 第7 健康管理及び安全確保

(8) 安全確保 <評価基準>

【調査内容】

【評価事項】

- | | |
|---|---|
| <p>a. 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>b. 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> | <ul style="list-style-type: none">• <u>安全計画が策定されていない。</u>「C」• 保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。「B」
• <u>職員に対し、安全計画について周知されていない。</u>「C」• 安全計画に定める<u>研修及び訓練が定期的実施されていない。</u>「C」 |
|---|---|

23

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

指導監督基準 第7 健康管理及び安全確保

(8) 安全確保 <評価基準>

【調査内容】

【評価事項】

- | | |
|---|---|
| <p>c. 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p> <p>d. 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p>e. プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> | <ul style="list-style-type: none">• <u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</u>「C」
• 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。「C」
• 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。「C」 |
|---|---|

24

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

指導監督基準 第7 健康管理及び安全確保

(8) 安全確保 <評価基準>

【調査内容】

【評価事項】

- | | |
|--|--|
| f. 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 | • 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。「C」 |
| g. 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。 | • <u>定期的な点検が行われていない。</u>
「C」 |
| h. 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | • 困障はあるが、施設等が不十分。
「B」 |

25

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

指導監督基準 第7 健康管理及び安全確保

(8) 安全確保 <評価基準>

【調査内容】

【評価事項】

- | | |
|--|---|
| i. 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。 | • 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、 <u>児童の所在が確認されていない。</u>
「C」 |
| j. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | • <u>定期的な訓練が実施されていない。</u>
「C」 |
| k. 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。 | • 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。「C」 |

26

II.安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

指導監督基準 第7 健康管理及び安全確保

(8) 安全確保 <評価基準>

【調査内容】	【評価事項】
l. 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。	• 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）に基づく報告が行われていない。 「C」
m. 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	• 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。 「C」
n. 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	• 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 「C」

27

III.その他、所要の改正

Ⅲ.その他、所要の改正

- 国から通知のあった各種様式（現行）の内容に沿うよう県様式の必要箇所を改正
- 改正後の設置届出等各種様式は、県ホームページへ掲載。令和5年4月1日以降は、当該様式により対応
- 今回改正により、各施設で更新等の対応が必要な様式

第10号様式（提示様式・施設内部用）

(保育施設名)
○○○○○

施設の所在地 〒○○○-○○○
○○県○○市○○1-2-3 △ビル
事業開始年月日 ○年○月○日
設置者 ○○○○
管理者（施設長） ○○○○

提供する保育サービス

- ◇開所時間
- ◇定員
- ◇保育内容・利用料金
※ 変更があった場合は、当該変更の内容及びその理由も記入すること
- ◇保育従事者等の配置
※法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は、設置者及び職員の研修受講状況を記入すること。
- ◇設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。）
- ◇利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額
- ◇提携する医療機関の名称・所在地・提携内容
- ◇緊急時等の対応
- ◇非常災害対策
- ◇虐待防止のための措置

29

Ⅲ.その他、所要の改正

第10号様式（提示様式・施設内部用）

◇保育内容・利用料金

※ 変更があった場合は、当該変更の内容及びその理由も記入すること

参考「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について（子発0405第2号・平成31年4月5日厚生労働省子ども家庭局長通知）」の抜粋

第一 2 認可外保育施設の利用料等の変更に関する情報提供について保護者に対して適切に情報開示がなされるよう、提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について、変更を生じたことがある場合にあっては、直近の変更の内容及びその理由を掲示しなければならないこととする。

なお、認可外保育施設の設置者においては、変更の内容及びその理由について施設内に掲示するだけでなく、保護者に通知及び直接の説明を行うべきである。

◇保育従事者等の配置

※ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は、設置者及び職員の研修受講状況を記入すること。

◇設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。）

➤ 事業停止命令等を受けてなくても、その旨記載が必要

30

事故報告について



[ホーム](#) > [教育・文化・交流](#) > [子育て](#) > [事業概要・制度概要](#) > 認可外保育施設について

認可外保育施設について

認可外保育施設の概要

- [認可外保育施設は届出が必要です!!](#)…認可外保育施設の届出制度に関する概要
- [よい保育園の選び方](#)…よい保育園の選び方10ヶ条(厚生労働省作成)
- [認可外保育施設指導監督基準](#)…厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知等

[事業内容変更届様式]

- [WORD 様式2:認可外保育施設事業内容変更届\(ワード:23KB\)](#)

[休止・廃止届様式]

- [WORD 認可外保育施設\(休止・廃止\)届出書\(ワード:23KB\)](#)

*その他、届出様式等については、[PDF ちら](#) ([ZIP:905KB](#)) をご確認ください。

安全計画、その他の様式
保存場所

31

III.その他、所要の改正

指導監督基準 第3 非常災害に対する措置

(2) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定

【調査内容】

【評価事項】

【30人以上施設】

具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。
※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。
※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。

- 具体的計画（消防計画）を**作成、届出をしていない**。「C」

【30人未満の施設】

災害の発生に備え、**緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか**。
※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。

- **具体的計画を作成していない**。「C」

32